HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	岡田信弘教授の経歴と業績
Author(s)	常本, 照樹
Citation	北大法学論集, 65(6), 179-194
Issue Date	2015-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/58379
Type	other
File Information	lawreview_vol65no6_12.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

岡田信弘教授の経歴と業績

常本照樹

一　経歴

岡田信弘教授は、二〇一五（平成二七）年三月三一日をもって国立大学法人北海道大学の定年をお迎えになる。

岡田教授は、一九七四年三月に北海道大学法学部を卒業され、同年四月に北海道大学大学院法学研究科公法専攻修士課程に進学された。学部においては中村睦男教授（当時、助教授）の憲法演習に参加され、大学院においては深瀬忠一教授に師事して憲法学の研究に勤しまれた。一九七六年四月に博士後期課程に進み、七九年四月に北海道大学法学部助手に採用されている。翌八〇年四月に明治学院大学法学部専任講師に就任され、法学、憲法及び比較憲法などの授業を担当された。八三年四月に助教授に昇任され、八六年四月から二年間、フランス・パリ第二大学においてジャック・ロベール教授の下で在外研究に従事された。帰国後、一九九二年四月に明治学院大学法学部教授に昇任され、九六年四月に請われて北海道大学法学部教授に着任、全学教育科目の日本国憲法、法学部の憲法などの授業を担当された。二〇〇〇年四月には北海道大学の大学院重点化により大学院法学研究科教授となり、また、二〇〇四年四月の法科大学院制度発足に伴い、法学研究科法律実務専攻（法科大学院）の専任教員を兼ねられることとなった。

学外では、二〇〇九年四月から放送大学北海道学習センター客員教授、二〇一三年四月から放送大学客員教授として全国の学生を対象とする憲法のテレビ授業を担当されている。

大学運営面での御貢献も顕著であり、二〇〇二年一二月には北海道大学評議員に選任され、二〇〇四年一二月には大学院法学研究科長・法学部長の重責を担われることになった。折しも法学部研究棟の耐震改修工事が行われることとなり、教員の研究環境を保障するために全学の部局・施設の空き部屋確保に奔走されたことは全教員の記憶に刻まれている。

教育面においては、北大に入学した全学部の一年生を対象として法学、政治学、経済学、教育学及び物理学専攻の教員が合同で実施する「平和の学際的研究」と題する授業の責任者を長年にわたって務めてこられたことが特筆される。法学部においては「憲法Ⅰ、Ⅱ」の講義及び演習を担当され、詳細なレジュメに基づく丁寧な授業で好評を博した。研究大学院（法学政治学専攻）においても、講義及び演習を担当され、国内外の次代を担う研究者の育成に力を注がれた。法科大学院（法律実務専攻）においては、法学既修者を対象とする「公法事例問題研究」を中心に担当されたほか、研究大学院及び公共政策大学院の学生にも開かれた「立法過程論」の授業も展開された。

この他、法学部の学生指導の一環として、学生サークルである裁判問題研究会の顧問を務められた。同サークルでは、「岡田プロジェクト」と称する憲法学習会などを開催しており、学生の憲法に対する関心の高揚に貢献されたということができる。

学会活動では、日本公法学会、全国憲法研究会、憲法理論研究会、日本財政法学会、国際憲法学会、日本選挙学会、日本自治学会に所属され、公法学会においては、一九九九年の総会において「内閣総理大臣の地位・権限・機能」と題する第一部会報告を、二〇〇四年の総会において「統治構造論の再検討」と題する総会報告を行っておられる。また、学会運営に関しては、二〇〇〇年から全国憲法研究会及び憲法理論研究会の、二〇〇五年から財政法学会の運営委員を務め、各学会の発展に尽力してこられた。

社会貢献活動としては、一九九八年九月から二〇〇四年七月まで北海道情報公開審査会及び北海道個人情報保護審査会の委員を務められたほか、一九九八年に設置された北海道旧土人共有財産等処理審査委員会の委員として、いわゆるアイヌ共有財産の返還に係る検討に関与された。専門に係る活動としては二〇〇一年五月から一〇年一二月まで務められた司法試験（第二次試験）考査委員が特筆される。

二　研究業績

岡田教授の研究業績は統治機構論から人権論まで多岐に渡るが、やはりその重心は統治機構論にあるといって差し支えないであろう。教授の憲法研究者としてのキャリアは、修士論文である「フランス選挙制度史」を始めとする選挙制度研究からスタートしたが、その後の研究を大きく方向付けたのが、一九八六年から二年間のフランス・パリ第二大学における在外研究であったといえよう。それ以降、主な研究関心は議院内閣制のあり方を中心とするデモクラシー論となり、選挙制度論はもとより、憲法学の師である深瀬忠一教授の学統を継ぐ議会制論、あるいは主権論などもそれとの関連で展開されていくようになる。その他に、人権論の分野では、特に「第三世代の人権」に関する研究が異彩を放っているというべきであろう。これらは、いずれも重厚なフランス憲法学の研究を基礎とするものであり、その理解の正確さ、視野の広さはフランス（憲）法自体に係る研究業績からも明らかである。しかし、やや結論先取り的にいえば、岡田憲法学の真骨頂は、フランス憲法学の研究成果に基づく理論的純一性を重視しつつ、健全な常識と人格のフィルターを通してわが国の現実に適合した理論として着地させるという点にあるといえるのではなかろうか。

以下に、主な研究業績の特色について若干の紹介を試みてみたいと思う。

岡田教授は、「フランス選挙制度史」の「序」において、従来の選挙制度研究は「ともすれば実定選挙法の法律学的構成、もしくは個々の選挙方法の技術的解説に陥りがち」であったと指摘した上で、「選挙制度は代表民主制を採用する国家において国民と議会を結びつける最も重要な制度であり」、「その国の民主主義の存在様式を縮図的に示す」ものであると喝破する。このように、憲法全体の性格をも決定する「原理的かつ政治的な問題」として選挙制度を捉える問題関心は、それ以降、代表制と民主制の関係を含めデモクラシーの全体像のあるべき姿を研究対象とする岡田憲法学へと発展していったのである。

岡田教授のデモクラシー像に対して大きな影響を与えたのは、前述のようにフランスでの在外研究期間中の一九八六年に保革共存政権（コアビタシオン）を誕生させた選挙、そしてその後の政権のあり方であった。これはデュヴェルジェのdemocratie direct論やルネ・カピタンのrégime populaire論など、文献を通じて得ていた知識が現実のものとなった姿でもあった。この選挙においては、保革両陣営が、今風にいえばマ

ニフェスト選挙を積極的に展開し、加えて両陣営のリーダーたちがマスコミに登場して雄弁に政策論を語り、有権者はこれらを踏まえた投票によって政権の選択を行い、勝利した陣営が内閣を形成する。当時の大統領はミッテランであったが、選挙の結果首相となったシラクが内閣を作り、政が官をリードする形で法案を次々と作成しマニフェストの実現を目指したのである。

岡田教授が在外研究から帰国した頃は、ちょうど高橋和之教授が国民内閣制論を展開し、また行政学の山口二郎教授などが議院内閣制のウェストミンスター・モデルを提唱していたときであり、岡田教授は、フランスでの強烈な経験を踏まえてこれらの議論と轡を並べ、政党と内閣の権力の二重構造の解消を主張したのである。

こうした岡田憲法学のデモクラシー像におけるキーワードの一つが「責任」であるように思われる。岡田教授は、フランスと対比して、日本においては政府、与党、官僚の誰が実際に決定を行ったのかが明らかでなく、ゆえに責任の所在も不明であると指摘する。そのため、国民も選挙を通じて選択を行うターゲットを捉えることができないことになり、その意味で有権者としても責任をとりがたくなるというのである。したがって、日本におけるデモクラシーのあり方を考えるに際しては、責任の所在を明確にできることが重要な意味を持つ。選挙においては、基本的な政治の方向性とその具体化に係る方策を選択肢として有権者に提示することが政党の責任であり、様々な政党によってこのようなプラットフォームが示されて初めて有権者は責任を持って基本的な選択を行い得るのである。

このように責任の所在の明確化を追求する岡田憲法学の立場からすると、わが国における二院制、とりわけ「強い」参議院の存在は桎梏である。岡田教授は、二院制そのものには積極的意義を認めながら、衆議院を基盤とした議院内閣制の国民内閣制的運用を歪める参議院のあり方については消極に解し、参議院議員からは大臣を出さないといった、参議院と内閣との距離を置くような運用や地域代表を中心とする選挙制度の採用により衆議院と構成原理を変えるなどの二院制の再検討が主張される。

折々の政治状況に関して発言することは岡田教授の問題関心からいえば当然のことではあるが、その際にも時事的評論に流れることなく、常にその根底にある憲法的論点に関する骨太の、かつ一貫した解釈に帰って行くことが岡田憲法学の特質である。一連の首相公選論に関する論考にその典型を見ることができる。周知のように、首相公選論は、一九六〇年代に憲法調査会の委員であった中曽根康弘氏の提唱を契機に始まったが、

これに対する憲法学からの代表的批判の前提にあったのは、芦部信喜教授の主張に見られるように、「選挙の重点を、政府形成よりも代表の正確性の確保という要件におき、政府形成なり政治指導は、議会における各政党・政派の妥協に委ねるという方向」に置くべきであるとする選挙制度の理解であり、これがその後の憲法学の通説的見解となった。首相公選論は、その後、小泉純一郎首相の時代にも注目を浴び、首相の私的懇談会として「首相公選制を考える懇談会」が設置されるに至ったが、これに対し岡田教授は、「首相公選論ブーム」の根底には議院内閣制の運用をめぐる問題群があると指摘し、これに対する厳密な分析を経た処方箋を提示することが憲法学の課題だとした上で、議論の基本的方向性は、芦部教授の示したものか、あるいは国民内閣制論に見られる「選挙を通じた民意の国政への反映、すなわち統治の担い手の中心である首相および内閣が遂行する政策体系が国民の多数派によって選択される」方向のいずれかであるとしたうえで、後者を選択すべきだという立場を明らかにしている。

なお、岡田教授の研究業績を語る際には、立法過程研究に関する貢献を忘れるわけにはいかない。一九七七年から七八年にかけて深瀬忠一教授を中心に行われた共同研究に端を発し、その後中村睦男教授そして高見勝利教授へと受け継がれてきた北大立法過程研究会は、立法に関わる実務家と研究者の密接な共同研究の場として全国的に注目を集めてきたが、高見教授が北大を離れられた後は、岡田教授が研究代表者となり、企画・運営から科学研究費補助金の申請・報告など一切の業務を担われ、立法補佐体制や二院制などに関する実証的・比較法的研究を強力に推進することによってわが国における立法過程研究の火を一層輝かせてきたのである。

次に、岡田教授の人権論に関する研究に目を転ずると、とりわけ「第三世代の人権論」に関する業績が重要であるように思われる。いわゆる国際人権の重要性が高まる中で、その一環として主張されたK. ヴァサクらの「第三世代の人権論」そのものを紹介・検討するという意義も少なくないが、「憲法論における文字どおりキー・コンセプトであるにもかかわらず、人権概念の内包と外延に関してはいまだに共通の了解の存在にはほど遠い現状にある」という状況認識のもとに、「第三世代の人権」をめぐる議論を手がかりとしてその整序を図るという点にも注目すべきであろう。岡田教授によれば、人権とは何かに関わる諸論点は、「人権論の『構え』、すなわち人権の論じ方、語り方、扱い方と深く結びついているのであって、そうした『構え』の

自覚化・明確化がなされれば諸論点に対する解答の道筋も開けてくる」のである。これはデモクラシー論に係る諸論点に対する「構え」にも共通する岡田憲法学の真髄といえよう。

さて、人権概念の基本に関わる第一の論点として、いわゆる質的限定と量的拡張の区別論があるが、これに対して岡田教授は、質的限定論に理解を示しつつ、そのことが人権でないとされた憲法上の権利の意義を不当に低めることがないように顧慮すべきであるという言説が人権論の「構え」として適切であるとする。第二に、集団・団体の人権主体性に関し、人権主体を個人に限定する有力な主張がある一方、従来の「法人の人権」論に止まらず、例えばアイヌ民族のように先住少数民族の人権のとらえ方の問題も見落としてはならないと指摘したうえで、「第三世代の人権」をめぐる議論を踏まえて、民族などの集団・団体自体が人権主体となるとする見方と、集団的人権の本質は個人の権利の集団的行使であるという見方を区別すべきと主張する。人権はあくまでも個人としての「人間」の権利なのであり、目的と手段を混同してはならないというのである。これはまさにクリティカルな視点であるが、アメリカ・インディアンにおける tribe のような自治集団としての実体を有していない現在のアイヌ民族のあり方を考えると、理論的純一性を重視しつつ、現実に妥当する結論に着地させるという岡田憲法学ならではの判断がここでも示されているということができよう。

岡田教授の治博なご業績の紹介としては、まことに意に満たないものではあるが、教授はこれからも憲法学の第一線において御活躍を続けられるのであり、これはあくまでも経過報告に過ぎないものとして大方の御海容を請う次第である。

岡田信弘教授の経歴

【学歴・研究歴・職歴】

一九五一（昭和二六）年八月　北海道に生まれる
一九七四（昭和四九）年三月　北海道大学法学部卒業
一九七六（昭和五一）年三月　北海道大学大学院法学研究科修士課程修了
一九七九（昭和五四）年三月　北海道大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学
同年　四月　北海道大学法学部助手
一九八〇（昭和五五）年四月　明治学院大学法学部専任講師
一九八三（昭和五八）年四月　明治学院大学法学部助教授
一九八六（昭和六一）年四月　フランス・パリ第二大学で在

外研究〔一九八八（昭和六三）年三月まで〕
一九九二（平成四）年四月　明治学院大学法学部教授
一九九六（平成八）年四月　北海道大学法学部教授
二〇〇〇（平成一二）年四月　北海道大学大学院法学研究科教授
二〇〇二（平成一四）年一二月　北海道大学評議員〔二〇〇四（平成一六）年一二月まで〕
二〇〇四（平成一六）年一二月　北海道大学法学研究科長・法学部長〔二〇〇六（平成一八）年一二月まで〕
二〇〇九（平成二一）年四月　放送大学北海道学習センター客員教授〔二〇一四（平成二六）年三月まで〕
二〇一三（平成二五）年四月　放送大学客員教授（テレビ授業担当）

【学会活動】
一九七六（昭和五一）年一〇月　日本公法学会会員
一九七六（昭和五一）年一〇月　全国憲法研究会会員〔二〇〇〇（平成一二）年五月より運営委員〕
一九七六（昭和五一）年一〇月　憲法理論研究会会員〔二〇〇〇（平成一二）年一〇月より運営委員〕
一九八三（昭和五三）年三月　日本財政法学会会員〔二〇〇五（平成一七）年三月より運営委員〕
一九八六（昭和六一）年一〇月　国際憲法学会会員
一九九二（平成四）年五月　日本選挙学会会員
二〇〇〇（平成一二）年一一月　日本自治学会会員

【社会貢献活動】
一九九八（平成一〇）年九月　北海道情報公開審査会委員〔二〇〇四（平成一六）年七月まで〕
一九九八（平成一〇）年九月　北海道個人情報保護審査会委員〔二〇〇四（平成一六）年七月まで〕
二〇〇一（平成一三）年五月　司法試験（第二次試験）考査

委員〔二〇一〇（平成二二）年一二月まで〕

岡田信弘教授の業績

【編著書】

二〇〇四年
『日本国憲法解釈の再検討』（高見勝利、常本照樹の両氏と）有斐閣

『憲法のエチュード』八千代出版（二〇〇四年初版・二〇一二年第三版）

二〇一三年
『事例から学ぶ日本国憲法』放送大学教育振興会

二〇一四年
『二院制の比較研究：英・仏・独・伊と日本の二院制』日本評論社

【学術論文】

一九七八年
「フランス選挙制度史（一）」北大法学論集二九巻二号

一九七九年
「フランス選挙制度史（二）」北大法学論集三〇巻二号

「フランス選挙制度史（三）」北大法学論集三〇巻三号

一九八三年
「現代憲法における人民投票制度（一）」明治学院大学法学研究二九号

「憲法と政党」杉原泰雄編『憲法学の基礎概念一（講座・憲法学の基礎一）』勁草書房

一九八四年
「現代憲法における人民投票制度（二）」明治学院大学法学研究三〇号

一九八九年
「Une Etude Comparative Sur Les Sessions Parlementaires」明治学院大学法学研究四三号
「古典的人権から第三世代の人権へ」ジュリスト九三七号
「一七八九年人権宣言と一九五八年フランス憲法」ジャック・ロベール（翻訳）ジュリスト九四六号
「フランス憲法院の成立と展開」明治学院大学法律科学研究所年報五号
「政治資金の規制――政治資金の透明化に関する一九八八年三月一一日の組織法律第二二六号（紹介）」日仏法学一六号
一九九〇年
「フランス法における離婚事由」フローランス・ルヴェ（翻訳）明治学院大学法学研究四六号
「現行選挙制度の問題点と改革の方向」法律時報六二巻六号
「アラブ諸国と近代立憲主義」アブデルファタ・アモール（翻訳）法律時報六二巻一〇号
「会期制研究序説（一）」北大法学論集四〇巻五・六号上
一九九一年
「生存権」法学セミナー四三七号
「国際社会における平和的生存権論と日本国憲法」明治学院大学法学研究四七号
「選挙法改正のプロセスと論理（上）――参議院比例代表制導入の場合」明治学院大学法学研究四八号
「フランスの大統領制／『議院内閣制』と『大統領制』の間の制度」法学教室一三一号
「平和的生存の権利――『国際社会における日本国憲法』の視点から」憲法問題二号

一九九二年
「選挙法改正のプロセスと論理（中）――参議院比例代表制導入の場合」明治学院大学法学研究四九号
一九九三年
「第五共和制フランスにおける選挙制度改革」選挙研究八号
一九九四年
「主権論の五〇年」法律時報六六巻一二号
一九九五年
「自衛隊と国際貢献」法学教室一七六号
「『フランス憲法』と戦後憲法学」樋口陽一編『戦後憲法・憲法学と内外の環境〈講座・憲法学別巻〉』日本評論社
一九九六年
「戦後憲法学と『ポストモダン』の憲法理論―『憲法学の現在』の一断面」明治学院大学法律科学研究所年報一二号
「内閣制度と政官関係」ジュリスト一〇八九号
「『住民投票』の挑戦と課題」（磯部力、岩崎忠夫、田島義介、森田朗の各氏と座談会）ジュリスト一一〇三号
「主権論の五〇年」樋口陽一ほか編『憲法理論の五〇年』日本評論社
一九九七年
「政治過程と選挙制度」岩村正彦編『政治過程と法』岩波書店
「選挙立法における政官関係」中村睦男・前田英昭編『立法過程の研究』信山社
一九九八年
「首相の権限強化：行革会議『最終報告』における提言についての若干の検討」ジュリスト一一三三号
「日本の地方自治の法的仕組み」北大法学論集四八巻六号

「大学生の『平和』と『国際協力』に関する意識」深瀬忠一ほか編『恒久世界平和のために：日本国憲法からの提言』勁草書房

一九九九年

「『代表・民主制』の基底にあるアポリア」法学教室二二四号

「第三世代の人権論：その提起するもの」高見勝利編『人権論の新展開（北大法学部ライブラリー一）』北海道大学図書刊行会

二〇〇〇年

「内閣総理大臣の地位・権限・機能：行政学と憲法学の『接点』で考える」公法研究六二号

「議院内閣制の運用」ジュリスト一一七七号

「人権とは何か――『現点』を『原点』から考える」人間と教育二五号

「憲法学における選挙研究」選挙研究一五号

二〇〇一年

「判例を〈裁判官で〉読む――弁護士と裁判官のはざまで：大野正男裁判官の場合」法学教室二四七号

「首相公選論を考える――首相公選論の『重さ』と『軽さ』」ジュリスト一二〇五号

二〇〇三年

「参政権と選挙制度〈憲法学説に聞く一二〉」（山元一氏と）法学セミナー五八二号

「フランスの安全保障とEU」中村睦男ほか編『欧州統合とフランス憲法の変容』有斐閣

「代表民主制と議院内閣制」横田耕一ほか編『ブリッジブック憲法』信山社

二〇〇四年

「議会制民主主義とは何か」法学セミナー五九九号

「『地方自治の本旨』の再定位」高見勝利ほか編『日本国憲法解釈の再検討』有斐閣

二〇〇五年

「首相公選論とリーダーシップの政治」法律時報増刊『憲法改正問題：いま、憲法学から改憲論議を問う』

「首相公選制」ジュリスト一二八九号

「統治構造論の再検討」公法研究六七号

二〇〇七年

「日本国憲法における平和主義の『国際性』」ＰＲＩＭＥ（明治学院大学国際平和研究所）二六号

「主権論再考」ジュリスト一三三四号

二〇〇八年

「代表民主制の構造」ジュリスト増刊『憲法の争点』

二〇一一年

「公法とグローバリゼーション」オリヴィエ・ジュアンジャン（翻訳）新世代法政策学研究一二号

Le droit constitutionnel japonais d'après-guerre et «le modèle constitutionnel français» 北大法学論集六二巻二号

「議院内閣制と政官関係――『政官関係論不在の憲法学』克服の一つの試み」憲法問題二二号

「二院制研究の今日的課題」憲法理論研究会編『政治変動と憲法理論』敬文堂

二〇一二年

「グローバリゼーション・法システム・民主的ガヴァナンス：オリヴイエ・ジュアンジャン教授の議論を手がかりに」季刊企業と法創造八巻三号

「日本国憲法における統治形態と民意」國分典子ほか編『日韓憲法学の対話１：総論・統治機構』尚学社

「二〇一一（平成二三）年最高裁大法廷判決の憲法学的研究：『法』と『政治』の接点で考える」選挙研究二八巻二号

【判例研究】

一九八五年

「大選挙区制の合憲性審査――Rogers v. Lodge.102 S.Ct.3272 (1982)」ジュリスト八三九号

一九八九年

「選挙権の本質とその制限」「立候補の自由」「選挙権・被選挙権の停止」「議員定数の不均衡」杉原泰雄編『判例マニュアル憲法Ⅰ』三省堂

一九九〇年

「地方公務員の自動失職制の合憲性（最判平成元・一・一七）」別冊法学教室判例セレクト八九

一九九二年

「ヌード・ダンスに対する州の規制と修正一条――Barnes v. Glen Theatre,Inc.3 S.Ct.2456 (1991)」ジュリスト一〇一二号

一九九四年

「選挙権・被選挙権の本質（最大判昭和三〇・二・九）」憲法判例百選（第三版）

一九九五年

「外国の主権免除と商業活動――Saudi Arabia v. Nelson 113 S.Ct.1471 (1993)」ジュリスト一〇六五号

一九九六年

「自衛権・駐留軍・安保条約（砂川事件）」憲法の基本判例（第二版）

一九九八年

「沖縄県知事署名等代行職務執行命令訴訟（最大判平成八・八・二八）」法学セミナー五二一号

「ヌード・ダンスに対する州の規制と第一修正 Barnes v. Glen Theatre Inc., 501 US 560 (1991)」憲法訴訟研究会ほか編『アメリカ憲法判例』有斐閣

二〇〇〇年
「選挙権・被選挙権の本質と選挙の公正（最大判昭和三〇・二・九）」憲法判例百選Ⅱ（第四版）

二〇〇一年
「『エホバの証人』不同意輸血損害賠償事件（最大判平成一二・二・二九）」別冊法学教室判例セレクト〇〇

二〇〇三年
「出生後認知による国籍取得の可否と要件（最判平成一五・六・一二）」民商法雑誌一二九巻六号

「選挙運動の制限の合憲性（最判平成一四・九・一四）」平成一四年度重要判例解説

「司法書士会（公益法人）による災害復興支援拠出金支出の可否と会員の協力義務の範囲（最判平成一四・四・二五）」法学教室二六九号

二〇〇五年
「取材の自由と国家秘密：外務省秘密電文漏洩事件（最決昭和五三・五・三一）」メディア判例百選

二〇〇七年
「選挙権・被選挙権の本質と選挙の公正（最大判昭和三〇・二・九）」憲法判例百選Ⅱ（第五版）

二〇一〇年
「参議院議員定数不均衡訴訟（最大判平成二一・九・三〇）」法学教室三五三号

二〇一二年
「衆議院議員総選挙と『投票価値の平等』――『一人別枠方式』の合憲性（最大判平成二三・三・二三）」平成二三年度重要判例解説

二〇一三年
「空知太神社訴訟第二次（差戻し後）上告審判決（最判平成二四・二・一六）」別冊法学教室判例セレクト二〇一二［Ⅰ］

「玉串料としての公金支出と政教分離の原則――愛媛県玉串料訴訟（最大判平成九・四・二）」憲法判例百選Ⅰ（第六版）

二〇一四年

「州立男子『軍人養成』大学の違憲性――United States v. Virginia, 518 U.S. 515 (1996)」憲法訴訟研究会ほか編『続・アメリカ憲法判例』有斐閣

【学界回顧・書評・演習・その他】

一九八九年

「国民主権と人民主権」「資本主義型憲法と社会主義型憲法」清水睦編『法学ガイド憲法Ⅰ〔総論・統治機構〕』日本評論社

一九九一年

「フランス法（特集　一九九〇年学界回顧）」（吉田克己氏と共著）法律時報六二巻一三号

一九九二年

「フランス法（特集　一九九一年学界回顧）」（吉田克己氏と共著）法律時報六三巻一三号

「座談会／法学部共同研究体制について」（京藤哲久、玉国文敏、辻泰一郎、中野実、西澤由隆、宮本健蔵、横山宏章各氏と）明治学院大学立法研究一号

一九九三年

（書評）渡辺洋三『憲法と国連憲章』法学セミナー四六八号

一九九四年

（書評）辻村みよ子『人権の普遍性と歴史性』憲法理論研究会編『人権理論の新展開』敬文堂

「平和的生存権」岩間昭道ほか編『別冊法セミ憲法Ⅰ〔総論・統治〕（第三版）』日本評論社

一九九五年

「憲法〈演習〉」（青柳幸一氏と）法学教室一七五～一八六号

（書評）高橋和之『国民内閣制の理念と運用』ジュリスト一〇

七七号
一九九六年
「憲法〈演習〉」（松井幸夫氏と）法学教室一八七～一九八号
「大学生の『平和』と『国際協力』に関する意識」明治学院大学法学研究六一号
一九九七年
「憲法（学会展望）」公法研究五九号
「内閣総説」「第六五条」小林孝輔ほか編『基本法コンメンタール憲法（第四版）』日本評論社
一九九八年
「憲法（学会展望）」公法研究六〇号
二〇〇一年
「（全国憲法研究会）秋季研究総会シンポジウムのまとめ」（植村勝慶氏と）憲法問題一二号
「中村睦男教授の経歴と業績」北大法学論集五二巻三号
二〇〇三年
（書評）野中俊彦『選挙法の研究』選挙研究一八号
二〇〇七年
「法学部出身者と非法学部出身者とが混在しているクラスでどのように教えるか〈法科大学院における授業方法の研究／憲法〉」ロースクール研究五号
（書評）田村理『投票方法と個人主義』選挙研究二二号
二〇〇八年
「権力分立」「内閣の地位・組織・権能・責任」杉原泰雄編『新版体系憲法事典』青林書院